

## 水先修業生教材等支給要領

### 1 目的

この要領は、水先修業支援規則（以下、「規則」という。）第4条第4項、第8条及び第12条の規定に基づき、一般財団法人海技振興センター（以下「本センター」という。）が支給する教材等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 支給要件

教材等は、規則第4条第3項の規定により修業支援の対象とすることとした者（以下「支援対象者」という。）に対して支給する。

### 3 支給する教材等の内容

支給する教材等は次の（1）から（3）のとおりとする。

- （1）一般海図、教科書等であって、総合事業検討委員会で承認された養成施設の課程にかかるシラバスに掲げられたもの。
- （2）救命胴衣、パイロットコート、作業服、防寒服、帽子、安全靴
- （3）養成施設の課程を修習するに当たっての怪我等に備えるために本センターが適当と認める範囲を保障する傷害保険
- （4）3（1）から（3）に掲げるもの以外のものであって、養成施設の課程を修習するために必要なものとして本センター会長が認めたもの。

### 4 支援期間及び方法

- （1）3（1）及び（2）については、養成施設の課程の開始前及び修業期間中に、現物で直接支給する。
- （2）3（3）については、養成施設の課程を修習する期間中、本センターが保険料を負担して支援対象者を被保険者とする傷害保険契約を締結する。
- （3）3（4）については、その都度本センター会長の認める時期及び方法により支給する。

### 5 教材の支給の決定方法

- （1）3（1）及び（2）については、養成施設からの申請に基づき、過去に支援した実績及び内容を踏まえた審査をした上で支給を決定する。
- （2）3（3）については、規則第4条第3項の規定による修業支援の対象者の決定と併せて付保を決定する。

## 水先人養成支援等に関する諸則（水先修業生教材等支給要領）

---

- (3) 3 (4) については、養成施設からの申請に基づき、本センターに設置する水先人養成に関する総合事業検討委員会に諮った上で支給を決定する。

### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領の一部改正は、平成20年12月4日から施行する。

この要領の一部改正は、平成21年5月1日から施行する。

この要領の一部改正は、平成23年4月7日から施行する。

### 附 則

- 1 この要領の一部改正は、平成25年12月16日から施行する。
- 2 この要領の一部改正の施行の際現に改正前の要領により財団法人海技振興センターの支援を受けている者については、当該改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この要領の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。